

談 話

本件は、公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から、自然科学上の複雑困難な問題点を含む因果関係の存否という訴訟の主要な争点に関して、この点の認定判断につき専門性・機動性を有する当委員会に対して、原因裁定の嘱託がされた、当委員会の三十数年の歴史の中で最初の事件であります。

この嘱託を受けて、当委員会としては、計画的集中審理に加え、当事者主義を採る民事訴訟では行えない職権調査として、委員・専門委員による現地調査のほか、ダイバーによる底質の調査及び長年この海域で潜水調査を行って来た研究者への各種調査と分析の委嘱を行った上、各学界の権威である専門委員らの高レベルの科学的な因果関係の究明に基づく調査報告も受け、充実した審理を遂げて、比較的短期間で、今回の裁定を下すことができ、受訴裁判所の当委員会に対する信頼に応え得たものと考えております。

今後、本件に関する審理の経過、裁定等についての評価を通じて、原因裁定嘱託制度への理解が深まり、また、規制緩和に伴い増加して行くと思われる司法の負担の軽減と司法制度改革審議会の提言にあるADRの活用の観点から、複雑困難な自然科学上の争点を含む公害事件の迅速・適正な処理を図るため、この嘱託制度の活用が検討されることを期待するものであります。

平成19年3月28日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫